

平成 30 年度

第 12 回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成 31 年 3 月 13 日

湯沢市農業委員会

## 第 12 回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 午後 3 時

場所 湯沢市役所会議室 4 1

開会 午後 3 時 03 分

閉会 午後 4 時 04 分

### 1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	麻生 良子	11 番	姉崎 与志弘
2 番	宮原 正明	12 番	川崎 秀悦
3 番	高橋 郁夫	13 番	加藤 エリ子
4 番	杳澤 弥	14 番	高橋 忠雄
5 番	伊藤 秀郎	15 番	佐藤 栄子
6 番	高橋 廣尚	16 番	瀬川 等
7 番	能登 公平	17 番	水戸 義昭
9 番	高橋 敬悦	18 番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
10 番	高橋 伸太郎	19 番	半田 好廣 (会長)

### 2) 欠席した委員

8 番 藤谷 清志

### 3) 遅刻した委員

なし

19 名中 18 名出席  
(午後 3 時 03 分)

### 4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 査 高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

- ・農地法に基づく届出等の報告
  - (1) 賃貸借契約合意解約
  - (2) 使用貸借契約合意解約
  - (3) 農地所有適確法人の報告等

### 3. 議 案

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第49号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                               |
| 議案第50号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について           |
| 議案第51号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第52号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について      |
| 議案第53号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                               |
| 議案第54号 | 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について         |
| 議案第55号 | 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について        |
| 議案第56号 | 農地・非農地の判断を要する土地について                                |

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 3 時 3 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、8 番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、9 番 高橋 敬悦 委員、10 番 高橋 伸太郎 委員の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 8 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は 10 件、面積 35,625 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号 103 号、109 号、112 号は第三者に所有権移転するため、整理番号 104 号から 107 号は借人死亡のため、整理番号 108 号は耕作不便のため、整理番号 110 号は自作するため、整理番号 111 号は第三者へ利用権設定するための解約となっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約は 2 件、面積 3,980 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号 24 号は第三者へ所有権移転するため、整理番号 25 号は第三者へ利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に、3 ページから 14 ページをご覧ください。3 農地所有適格法人の報告等についてであります。これは農地法第 6 条第 1 項の規定により耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令に基づき農業委員会に報告することとなっているものです。農地所有適格法人 32 法人中 30 法人から報告書の提出がありました。有限会社が 4 社、合同会社が 2 社、株式会社が 8 社、その他はすべて農事組合法人となっております。提出が遅れているのは農事組合法人の 2 法人であります。法人要件の適否については、報告 30 法人中 27 法人が、4 項目すべて適であり、3 法人については 3 項目が適、1 項目が否であったことをご報告いたします。</p> <p>なお、否の項目は、3 法人ともに「役員要件」の役員の過半が農業(販売・加工等含む)の常時従事者(原則年間 150 日以上)であることに適合しなかったものであります。</p>

	<p>報告は以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>
<p>6 番</p>	<p>農地所有適確法人の報告等、31 番の法人が他の 2 法人と所在地が同じであるが、設立の経緯が分かれば、教えていただきたい。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>代表者が、最初に家族経営で設立した法人であります。事業内容は、酪農と水稻でありましたが、現在は酪農をやめて、水稻部門での経営となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。</p> <p>議案書 16 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 3 件、面積 6,321 m<sup>2</sup> であります。申請事由は共に経営拡張となっております。賃料については総会資料記載のとおりとなっております。</p> <p>次に 17 ページをご覧ください。所有権移転は 3 件、面積 3,885 m<sup>2</sup> であります。申請事由は申請番号 51 号が経営拡張、売買価格は総会資料記載</p>

議 長	<p>のとおりであります。申請番号 52 号と 53 号は受贈となっております。説明は以上です。</p> <p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 49 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。</p> <p>議案書 19 ページから 23 ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定は、賃貸借権が 19 件、面積は 87,307 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 9 件、再設定は 10 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 50 号農業経営基盤強化促進法の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、農業経営基盤強化促進法の所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長  佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 50 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 24 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法所有権移転は 3 件、面積は 16,679 m<sup>2</sup>であります。申請事由はともに経営拡張であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 50 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、計画のとおり決定することと致します。</p>



次に、議案第 51 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 52 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。

（佐藤班長、挙手）

議 長

佐藤班長

（議案第 51 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 52 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明）

佐藤班長

議案第 51 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。議案第 52 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。

議案書 27 ページと 28 ページをご覧ください。利用集積計画は 6 件、面積は 11,000 ㎡となっております。利用集積計画整理番号 548 号は経営縮小による貸付であります。整理番号 549 号から 553 号は関口地区基盤整備事業に関連した、使用貸借権の設定であります。次に配分計画は 3 件、配分計画案整理番号 554 号は経営拡張による借り受け、整理番号 555 号と 556 号は関口地区基盤整備事業に関連した、借り受けであります。すべての集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の

	<p>決定広告は平成 31 年 4 月 26 日となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。</p>
1 2 番	<p>利用集積計画 550 号と配分計画案 555 号について、貸人と借人が同一であるのは、農業公社をとおせば可能であり、基盤整備事業のために、このような手続きが必要だったとの解釈でよろしいか。</p>
高橋主査	<p>当初、申請土地の所有者は別人であり、所有権移転の要望に対して公社に確認し、問題ないとして今の所有者となったものです。基盤整備事業に合わせ、対象農地を公社が借受け、借人に貸付、配分を行うことから貸人と借人が同一となったものであります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。次に、配分計画の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。次に、農地中間管理事業（再配分）について審議しますので、事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第 52 号農地中間管理事業配分計画の案(再配分)について、朗読説明)</p> <p>議案書 29 ページをご覧ください。農地中間管理事業(再配分)、上から 4 段目の配分計画案整理番号 557 号であります。関口地区基盤整備事業に関連した、再配分の計画案となっております。配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定であり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成 31 年 4 月 26 日となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 53 号「農地法 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(高橋主査、挙手)</p> <p>高橋主査。</p> <p>(議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>

高橋主査

議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成 31 年 3 月 13 日提出。

議案書 31 ページと 32 ページ、議案付属資料は 7 ページから 27 ページをご覧ください。5 条賃貸借権設定 3 件は関連しておりますので一括で説明させていただきます。申請番号 6 号の申請地は、字下川原 35、36、37、38、地目は田、面積 6,590 m<sup>2</sup>、陸砂利を採取するための一時転用であります。申請番号 7 号の申請地は、字下川原 39、地目は田、面積 2,665 m<sup>2</sup>、陸砂利採取に伴う表土置場とするための一時転用であります。申請番号 8 号の申請地は、字宮伝 4 の内、地目は田、面積 125 m<sup>2</sup>、農道待避所を設置するための一時転用となっております。申請地は、湯沢駅から北西へ約 1.9km、市立山田小学校から北東へ約 2.2km の宮渕集落の南側に位置し、それぞれの転用位置は議案書記載のとおりであります。農地区分は、農用地区域内農地であります。事業計画は、深さ 6m、6,590 m<sup>2</sup>を掘削し、陸砂利 30,461 m<sup>3</sup>を採取となっております。また、表土置場として 2,665 m<sup>2</sup>、ダンプトラックを退避するための農道待避所 125 m<sup>2</sup>を設置するとなっております。事業費は用地借上経費 1,634,500 円、造成・整地費 2,290,000 円、施設・建物建設経費 200,000 円、測量・登記経費 100,000 円、その他搬入経費 15,775,500 円、合計 20,000,000 円で、すべて自己資金となっております。残高証明書により確認しております。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ 1.6m の防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。また、ダンプトラックが往来するため農道待避所を設置することとしております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、土地改良区からは管理施設使用許可、隣接者からは工事の同意を得ております。また、すでに許可している【指令湯農委-29609】【指令湯農委-30604】については、事業開始 3 ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んで

	<p>おります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、17番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(17番 水戸 義昭 委員、挙手)</p>
17番	<p>17番 水戸 義昭 委員。</p>
	<p>議案第53号の現地確認について報告いたします。</p> <p>2月27日、1番 麻生 良子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>現地は、積雪があり雪の上からの確認となりましたが、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第53号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
5番	<p>砂利採取の一時転用において、埋め戻し後に苦情は出ていないか。</p>
高橋主査	<p>陸砂利採取に関しましては、埋め戻しに山土を使用し、会社でブル代を掻いて、田植えを行ったうえで引き渡すことをご理解を得ており、苦情があったとの話は聞いておりません。</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第53号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 54 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 54 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を朗読説明)</p> <p>議案第 54 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。それでは議案書 34 ページをご覧ください。初めに、10 番の贈与者が 2 月 21 日に死亡したため、証明願いが取り下げられておりますので、削除をお願い致します。申請件数は 16 件となります。後継者へ生前一括贈与したことにより贈与税・不動産取得税を猶予するための 3 年に一回の証明であります。16 件すべて 3 年間農業経営を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成 15 年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 54 号を原案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 55 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 55 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」朗読説明)</p> <p>議案第 55 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。</p> <p>議案書 36 ページをご覧ください。件数は 3 件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた土地の一部又は全てを特定貸付したことにより、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を受けるための証明であります。この 3 件は、特定貸付を継続しているものであり、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成 15 年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところ取得税のみとなっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>


議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 55 号を原案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 56 号「農地・非農地の判断を要する土地について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主査。</p> <p>(議案第 56 号「農地・非農地の判断を要する土地について」を朗読)</p>
高橋主査	<p>議案第 56 号「農地・非農地の判断を要する土地について」耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知）の第 3 の基準に従って対象農地が「農地」に該当するか否かについて決定を要す。平成 31 年 3 月 13 日提出。</p> <p>(議案書 38 ページから 41 ページの議案内容について説明)</p>
議 長	<p>議案第 56 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
6 番	<p>議案記載の土地を非農地と判断した場合、土地所有者にその旨の通知を出すのか。</p>
高橋主査	<p>非農地判断をした場合、土地所有者（又は管理者）だけでなく、税務課、農林課等関係機関にも通知致します。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>




議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 56 号について採決を行います。 非農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第 56 号「農地・非農地の判断を要する土地について」は、非農地と判断をすることにいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 4 時 4 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成31年3月13日

議長 半田好廣 

署名委員 9番 高橋敬悦 

署名委員 10番 高橋伸太郎 